

解答解説

2024後期・社福国試対策

地域福祉と包括的支援体制(43~51+③)、障がい福祉(52~57+②)

43 地域福祉の発展過程に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石井十次は、日本の保育事業の先駆けとして家庭学校を設立した。
2. 連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の「六項目提案」（1949（昭和24）年）で社会福祉協議会の設立が指示された。
3. 留岡幸助は、感化教育の必要性を主張し二葉幼稚園を設立した。
4. 石井亮一は、岡山孤児院を設立し、孤児を救済した。
5. 賴母子講とは、江戸時代に町人が負担する町の経費を節約し、それを積み立て貧民や孤児の救済等の資金とした制度をいう。

【正答】2

1. 誤り。家庭学校を設立したのは留岡幸助である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P101, 『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
2. 正しい。連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の「六項目提案」では、①厚生行政地区制度、②市厚生行政の再組織、③厚生省により行われる助言的措置及び実施事務、④公私社会事業の責任と分野の明確化、⑤社会福祉協議会の設置、⑥有給専任吏員の現任訓練の実施が指示された。（『新・社会福祉士養成講座⑩福祉行政財政と福祉計画 第5版』中央法規出版（2019年）P14参照）
3. 誤り。留岡幸助が感化教育の必要性を主張し設立したのは家庭学校である。二葉幼稚園を設立したのは野口幽香と森島美根である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P101, 『新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第7版』中央法規出版（2019年）P20参照）
4. 誤り。岡山孤児院を設立したのは石井十次である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P101参照）
5. 誤り。問題文の内容は七分積金制度である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P99参照）

44 地域福祉の対象や支援施策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 生活困窮者自立相談支援事業では、主任相談支援員と地域福祉コーディネーターを配置することとされている。
2. ひきこもりの状態にある人を一般就労につなげるための職業訓練は、ひきこもり地域支援センターの必須事業である。
3. 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、最低限度の生活を維持できていない者のみをいう。
4. ひきこもり地域支援センターには、ひきこもり支援コーディネーターが配置されている。
5. 日常生活自立支援事業は、施設や病院に入院している人は対象外である。

【正答】4

1. 誤り。生活困窮者自立相談支援事業では、①主任相談支援員、②相談支援員、③就労支援員の配置が基本である。しかし、事業実施に支障がない限り、地域によっては、相談支援員と就労支援員の兼務は可能である。しかし、地域福祉コーディネーターを置かなければならない旨の規定はない。（「生活困窮者自立支援制度について 平成27年7月 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html参照）
2. 誤り。ひきこもり地域支援センターの必須事業は、①相談支援事業（窓口周知）、②居場所づくり事業、③連絡協議会・ネットワークづくり事業、④当事者会・家族会開催事業、⑤住民向け講演会・研修会開催事業であり、「ひきこもりの状態にある人を一般就労につなげるための職業訓練」は必須事業に入っていない。（厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html参照）
3. 誤り。生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法3条1項）である。
4. 正しい。ひきこもり地域支援センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターがひきこもりの状態にある方や、その家族に相談支援を行い、適切な支援に結び付けている。（厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html参照）
5. 誤り。日常生活自立支援事業の対象者は、判断能力が不十分な者かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であり、施設や病院に入院中の人も対象である。（厚生労働省『令和4年版 厚生労働白書資料編』P210 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/21-2/d1/all.pdf>参照）

45 民生委員に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 厚生労働大臣は、民生委員協議会を組織しなければならない。
2. 民生委員の任期は3年で、再任もできる。
3. 民生委員は、市町村長の推薦によって都道府県知事が委嘱する。
4. 民生委員は福祉行政の補助機関である。
5. 児童委員の定数は、都道府県知事の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに市町村の条例で定められている。

【正答】 2

1. 誤り。「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない」（民生委員法20条1項）とあるため、民生委員協議会を組織しなければならぬのは民生委員である。
2. 正しい。民生委員の任期は、3年であり（ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間），再任も可能である（民生委員法10条）。
3. 誤り。「民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する」（民生委員法5条1項）。
4. 誤り。民生委員は福祉行政の協力機関である（民生委員法24条1項5号）。
5. 誤り。「民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参照して、市（特別区を含む）町村の区域ごとに、都道府県の条例で定める」（民生委員法4条3条）と規定されており、児童福祉法第16条②に「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とあるため、児童委員も同様である。

46 社会福祉協議会に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 1951（昭和26）年の社会福祉事業法（現・社会福祉法）制定時に、市町村社会福祉協議会が法制化された。
2. 1983（昭和58）年の社会福祉事業法（現・社会福祉法）改正時に、指定都市の区の社会福祉協議会が法制化された。
3. 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において、市町村社会福祉協議会の過半数および社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加して構成される。
4. 日常生活自立支援事業の実施主体は、全国社会福祉協議会である。
5. 運営適正化委員会は、都道府県社会福祉協議会に置かれる。

【正答】 3;5

1. 誤り。市町村社会福祉協議会の法制化は、1983年の社会福祉事業法改正時である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P93参照）
2. 誤り。指定都市の区の社会福祉協議会の法制化は、1990年の社会福祉事業法改正時である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P93参照）
3. 正しい。社会福祉法110条1項は、「都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする」と規定している。
4. 誤り。日常生活自立支援事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会である。（厚生労働省『令和4年版 厚生労働白書資料編』P210 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/21-2/dl/all.pdf> 参照）
5. 正しい。社会福祉法83条は「都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を置くものとする」と規定している。

47 地域福祉の理念や概念に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 社会的企業とは、社会問題の解決を組織の主たる目的としており、その解決手段としてビジネスの手法を用いている企業をいい、社会性、事業性、革新性の3つの要素がある。
2. 地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムをいう。
3. ソーシャルキャピタルとは、道路などの公共財を意味する。
4. ローカル・ガバナンスとは、地方自治体の議会による統治を意味する。
5. ソーシャルエクスクルージョンとは、社会制度や社会的な関係性から排除された人々を社会的に包摂していくことをいう。

【正答】 1;2

1. 適切。社会的企業（ソーシャルビジネス）は、①社会性、②事業性、③革新性の要素をもつ事業体とされ、営利企業も含むと考えられている。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P131参照）
2. 適切。地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことをいう。（厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/参照）
3. 適切でない。ソーシャル・キャピタルとは、信頼、社会規範、ネットワークといった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本などとなるぶ新しい概念である。（地域保健対策検討会『地域保健対策検討会報告書～今後の地域保健対策のあり方について～』（2012年）<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000028ufa-att/2r98520000028uja.pdf>参照）
4. 適切でない。ローカル・ガバナンスとは、公共的問題の解決について政府だけでなく、民間セクターや市民・住民セクターが関わることをいう。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P357参照）
5. 適切でない。問題文はソーシャルインクルージョン（社会的包摂）についての記述である。（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉 第4版』中央法規出版（2019年）P185参照）

48 事例を読んで、生活困窮者自立支援法における自立相談支援機関のA主任相談支援員（社会福祉士）の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]

Bさん（50歳代、男性）は、80歳代の父親と同居し、父の年金で生活している。Bさんは、30歳代の時に職場でのトラブルで退職し、その後は就職せずに終日自室で過ごしており、約20年間ひきこもり状態にある。父親は、自分の死後のBさんのことが心配になり、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関に来所し、A主任相談支援員にBさんのことを相談した。なお、父はBさんの預貯金などは把握していない。

1. 自立相談支援機関では、ひきこもりに関する相談ができない為、ひきこもり地域支援センターに相談するように伝える。
2. 自立相談支援機関は経済的困窮の状態が明らかな場合のみ、相談に応じることができるので、Bさんの預貯金等の経済状況を確認してから来所するよう、父に伝える。
3. 自立相談支援機関はひきこもり状態にある本人からの相談を受けるところであるため、父親の相談に応じることが出来ないと伝える。
4. 自立相談支援機関は、Bさんのプライバシーを保護する為、相談機関内でしか相談に応じられないため、本人を連れて来所するように伝える。
5. 父親の話をじっくりと聞き、継続的な支援が可能であることを伝え、状況に応じて家族会があることを伝える。

【正答】 5

1. 適切でない。自立相談支援機関では、ひきこもりに関する相談が可能である。自立相談支援機関は、生活全般にわたる困りごとについて、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。（「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」[令和元年6月14日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長]<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000519834.pdf>参照）
2. 適切でない。経済的困窮の状況が明らかでない場合でも、自立相談支援機関は身近な相談窓口として、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談に応じている。（「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」[令和元年6月14日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長]<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000519834.pdf>参照）
3. 適切でない。「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」では、ひきこもりの状態にある方に関する相談については、本人が直接相談窓口に来ることもあるが、家族や親族など本人に身近な方が、本人の暮らしが変化するきっかけを求めて相談窓口に来るのも考えられることから、世帯全体を包括的に支援対象として捉える視点も必要であると記されている。（「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」[令和元年6月14日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長]<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000519834.pdf>参照）
4. 適切でない。「ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項」では、関係機関や地域とともに支援を進める中で、ひきこもりの状態にある方やその家族に関する情報を察知した場合には、必要に応じて訪問支援を行うことが留意事項としてあげられている。（「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」[令和元年6月14日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長]<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000519834.pdf>参照）
5. 適切。支援者はひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続することが求められる。また、ひきこもりの家族会で父親が悩みを吐露し共有することで将来に対する不安などを和らげることができるので、父親の状況に応じて家族会という社会資源を伝えることも有用な支援である。（「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」[令和元年6月14日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長]<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000519834.pdf>参照）

49

地域福祉の担い手に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 日常生活自立支援事業における支援計画は、運営適正化委員会が作成する。
2. 2021年3月31日現在、民生委員の数は男性141,880人、女性88,810人で男性の方が多い。
3. 2023年3月31日現在、特定非営利活動法人の定款で記載された活動の種類で最も多いのは「指定都市の条例で定める活動」である。
4. 特定非営利活動促進法の制定のきっかけは、2011（平成23）年の東日本大震災におけるボランティア活動である。
5. 保護司は保護司法に規定された更生保護にかかる行政嘱託ボランティアである。

【正答】5

1. 適切でない。日常生活自立支援事業において支援計画を作成するのは「専門員」である。（『新・社会福祉士養成講座⑨権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P93参照）
2. 適切でない。2021年3月31日現在、民生委員の数は男性88,810人、女性141,880人で女性の方が多い。（厚生労働省『令和4年版 厚生労働白書資料編』P205 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/21-2/dl/all.pdf>参照）
3. 適切でない。2023年3月31日現在、特定非営利活動法人の定款で記載された活動の種類で最も多いのは「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」である。（内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu>参照）
4. 適切でない。特定非営利活動促進法の制定のきっかけは、1995（平成7）年の阪神・淡路大震災の際にボランティア活動が注目を浴びたが、それを支える制度施策がなかった為、法的制度の必要性が認識されたことがある。そして、同法は1998（平成10）年に成立した。（『新・社会福祉士養成講座⑨権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P110参照）
5. 適切。保護司は法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であるが、実態は民間ボランティアであり、報酬はない。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P123、『新・精神保健福祉士養成講座⑥精神保健福祉に関する制度とサービス 第6版』中央法規出版（2018年）P294参照）

50 社会福祉法に規定されている地域福祉に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができる。
2. 市町村は、市町村地域福祉計画を策定しなければならない。
3. 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
4. 都道府県地域福祉支援計画では、都道府県は策定した計画について、定期的に調査、分析及び評価を行うよう努める。
5. 市町村は、重層的支援体制整備事業を行わなければならない。

【正答】 3;4

1. 誤り。社会福祉法132条4項に「社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない」と規定されている。
2. 誤り。社会福祉法107条1項は、「市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとする」と規定し、策定は努力義務である。
3. 正しい。社会福祉法4条1項。
4. 正しい。社会福祉法108条3項に、「都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに」と規定されている。
5. 誤り。社会福祉法106条の4第1項に、「市町村は、重層的支援体制整備事業を行うことができる」と規定されており、任意事業である。

51 共同募金に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 共同募金は、市町村の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間に限って行う寄附金の募集をいう。
2. 共同募金会は、あらかじめ市町村社会福祉協議会の意見を聴き、運営適正化委員会の承認を得て、目標額などを定め、公告しなければならない。
3. 共同募金会は、厚生労働大臣の定める期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない為、寄附金を積み立てることができない。
4. 令和3年度の共同募金額を募金方法別にみると、戸別募金が最も大きな割合を占めている。
5. 共同募金を行う事業は、第一種社会福祉事業である。

【正答】 4;5

1. 誤り。共同募金は、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間に限って行う寄附金の募集をいう。(社会福祉法112条)
2. 誤り。共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。(社会福祉法119条)
3. 誤り。共同募金会は、災害救助法が適用される災害が発生した場合などに備えて、準備金を積み立てることができる。(社会福祉法118条1項)
4. 正しい。令和3年度の共同募金額を募金方法別にみると、戸別募金が69.9%と最も大きな割合を占めている。(赤い羽根共同募金ホームページhttps://www.akaihane.or.jp/wp-content/uploads/toukei_r3_bokin1-2.pdf参照)
5. 正しい。共同募金を行う事業は、第一種社会福祉事業である。(社会福祉法113条1項)

①

地域福祉の学説に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 三浦文夫は、地方自治体における福祉政策の充実や住民自治を基底に据えた自治型地域福祉論を提唱した。
2. 真田是は、地域社会で発生する生活課題の解決を図るために、地域住民の主体的で協働的な問題解決プロセスを重視した。
3. 右田紀久恵は、生活課題を貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズに分類し、後者に対応する在宅福祉サービスを充実することを重視した。
4. 牧里毎治は、1980年代初頭までの主な地域福祉論を、構造的アプローチと機能的アプローチに整理した。
5. 岡村重夫は、生活問題とその解決のための政策、そして地域社会の産業構造の変革も視野に入れた生活の共同的維持・再生産の地域的システムを重視した。

【正答】 4

1. 誤り。自治型地域福祉論を提唱したのは、右田紀久恵である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P39参照）
2. 誤り。地域社会で発生する生活課題の解決を図るために、地域住民の主体的で協働的な問題解決プロセスを重視したのは、岡村重夫である。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人全国社会福祉協議会（2020年）P29～30参照）
3. 誤り。生活課題を貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズに分類し、後者に対応する在宅福祉サービスを充実することを重視したのは、三浦文夫である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P38参照）
4. 正しい。牧里毎治は、1980年代初頭までの主な地域福祉論を、構造的アプローチと機能的アプローチに整理した。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P38参照）
5. 誤り。生活問題とその解決のための政策、そして地域社会の産業構造の変革も視野に入れた生活の共同的維持・再生産の地域的システムを重視したのは、真田是である。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人全国社会福祉協議会（2020年）P28参照）



海外の各種の報告書における地域福祉に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. ベヴァリッジ報告（1942年）では、ボランティアの役割は、専門家にはできない新しいサービスの開発であると主張した。
2. シーボーム報告（1968年）は、地方自治体におけるパーソナル・ソーシャル・サービスの統合を提起した。
3. エイブス報告（1969年）では、市場原理を導入し、サービス供給主体の多元化を提起した。
4. エイブス報告（1969年）を受けて、1970年、地方自治体社会サービス法が制定された。
5. ディキン報告（1996年）は、ソーシャルワーカーの任務は、社会的ケア計画とカウンセリングの相互関連の基に実施されるべきであると政府に勧告した。

【正答】2

1. 誤り。ボランティアの役割は、専門家にはできない新しいサービスの開発であると主張したのは、エイブス報告（1969年）である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P315参照）
2. 正しい。シーボーム報告は、コミュニティを基盤として、福祉ニーズにジェネリックに対応できるソーシャルワーク体制を整えるために、地方自治体のソーシャルワーク関連部門の統合を提起した。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P314参照）
3. 誤り。市場原理を導入し、サービス供給主体の多元化を提起したのは、グリフィス報告（1988年）である。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P317参照）
4. 誤り。地方自治体社会サービス法（1970年制定）は、シーボーム報告（1968年）を受けて制定された。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P314参照）
5. 誤り。ソーシャルワーカーの任務は、社会的ケア計画とカウンセリングの相互関連の基に実施されるべきであると政府に勧告したのは、パークレイ報告（1982年）である。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論改訂第11版』社会福祉法人全国社会福祉協議会（2020年）P193、又は『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P136参照）

③

事例を読んで、社会福祉協議会に配置されたA地域福祉コーディネーターの認識や行動として、適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

A（社会福祉士）は、地域福祉コーディネーターとして、地震の被災地であるB市の社会福祉協議会に配置され、災害支援に携わっている。

1. Aは、「妊産婦は、災害対策基本法における『避難行動要支援者』にあたることはない」と認識している。
2. 被災者のニーズは、被災後、時間の経過とともに変容するため、どのように変容しているのかを把握することが求められる。
3. 災害ボランティアセンターは、災害が発生すると必ず設置されるため、災害ボランティアセンターに所属する生活支援相談員との連携が求められる。
4. Aは、「災害対策基本法によると、市町村長は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成しなければならない」との認識のもと行動した。
5. Aは、「指定福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者であり、その家族は対象でないため、家族と一緒に利用することを希望する高齢者等は、利用できない」と認識している。

【正答】2

1. 適切でない。災害対策基本法における「避難行動要支援者」とは、「要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児を他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」（災害対策基本法8条2項15号、49条の10第1項）をいう。妊産婦は「他の特に配慮を要する者」として、「避難行動要支援者」にあたる場合がある。
2. 適切。被災者のニーズは、変容するため、どのように変容しているかを把握し、それに応じた支援が求められる。（『新・社会福祉士養成講座⑨地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規出版（2015年）P301参照）
3. 適切でない。災害ボランティアセンターは、災害が発生しても必ずしも設置されるとは限らない。（『社会福祉学習双書2020⑧地域福祉論 改訂第11版』社会福祉法人全国社会福祉協議会（2020年）P327参照）
4. 適切でない。災害対策基本法49条の14第1項本文は、「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならない」と規定し、個別避難計画の作成は義務ではなく、努力義務である。
5. 適切でない。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）には、「指定福祉避難所の受入対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない」（同ガイドライン9頁）とあるため、その家族も受け入れ対象である。（『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』（内閣府）https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf参照）

障害者福祉制度の発展過程に関する次の記述のうち、最も適切なものを2つ選びなさい。
(注) 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。

1. 1960（昭和35）年に成立した精神薄弱者福祉法は、「精神薄弱者援護施設」を規定し、施設化を推進した。
2. 1995（平成7）年に精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正され、医療保護入院や精神医療審査会の見直しが行われた。
3. 2006（平成18）年に施行された障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みを一元化し、事業体系を再編した。
4. 2011（平成23）年に成立した障害者虐待防止法では、障害者虐待において、障害者福祉施設従事者によるものは除外された。
5. 2014（平成26）年に批准された障害者の権利に関する条約では、「完全参加と平等」という考え方が重要視された。

【正答】1:3

1. 適切。精神薄弱者福祉法は、精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱者の福祉を図ることを目的とし、施設化を推進した。1947年に制定された児童福祉法では、知的障害児への自立対策として保護収容し、自立可能な訓練を行うことを目的として施設を設置することが中心であった。しかし、児童施設において18歳以上の障害者が増加し、知的障害のある成人期の者への対策を、児童福祉法とは別に独自に法制度化する必要性が高まった。この対策のために1960（昭和35）年に制定されたのが知的障害者福祉法である。この法律では、知的障害者の援護施設の法定化が中心施策であり、18歳以上の知的障害者の入所施設を新たに制度化した点で、施設設置推進施策として捉えることができる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P2参照）
2. 適切でない。医療保護入院や精神医療審査会の見直しが行われたのは、2013（平成25）年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が改正された時である。1995（平成7）年の改正では、法律名が改められると共に法の目的に「自立と社会経済活動への参加促進」が加えられ、精神障害者保健福祉手帳が導入される等人権への配慮が成された。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P55～57参照）
3. 適切。設問のとおり2006（平成18）年から施行された障害者総合支援法では、従来の縦割りの制度から、障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みを一元化し、事業体系を再編した。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P10～11参照）
4. 適切でない。障害者虐待防止法に規定されている障害者虐待の定義には、障害者福祉施設従事者によるものも含まれる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P63参照）
5. 適切でない。障害者の権利に関する条約では、「合理的配慮」という考え方が重要視された。「完全参加と平等」は、1981（昭和56）年の国際障害者年のテーマである。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P14参照）

53 「障害者総合支援法」の実施に関わる各機関の役割について、次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

1. 協議会の運営の中心的な役割については相談支援事業所が担うこととなっている。
2. 国、都道府県及び市町村は、自立支援給付に係る費用をそれぞれ3分の1ずつ負担する。
3. 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針は、市町村が定める。
4. 市町村は、地域生活支援事業として、特に専門性の高い相談支援事業を行う。
5. 市町村は、障害支援区分の認定のための調査を、指定一般相談支援事業者等に委託することができる。

【正答】 5

1. 誤り。協議会の中心的な役割については、基幹相談支援センターが担い、相談支援事業所等と連携しながら、地域の関係機関のネットワーク化を推進していく。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P225参照）
2. 誤り。自立支援給付については、国は、市町村が支弁した費用について、障害者等の障害支援区分ごとの人数などを勘案して算定した額の2分の1（都道府県の負担は4分の1）を義務的経費として負担する。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P192参照）
3. 誤り。障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定め、遅滞なく公表するのは厚生労働大臣である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P192～193参照）
4. 誤り。都道府県は、地域生活支援事業として、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業および派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣にかかる市町村相互間の連絡調整事業、広域的な支援事業の必須事業と、その他の任意事業を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P186参照）
5. 正しい。市町村は、障害支援区分の認定のための調査を、指定一般相談支援事業者等に委託することができる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P180～181参照）

54 「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 共生型サービスとは、障害者の地域社会における就労の機会づくりや、余暇活動を充実させるためのサービスである。
2. 就労移行支援とは、通常の事業所の雇用が困難な障害者に、就労の機会を提供し、必要な訓練などを行うサービスである。
3. 療養介護とは、主に昼間に、医療を必要とし、常時介護を要する障害者に、機能訓練、看護、医学的管理の下における介護等を行うサービスである。
4. 行動援護は、介護保険の給付を受けることができる者では利用することができない。
5. 自立生活援助とは、障害者支援施設やグループホームにおいて生活している障害者がより自立した生活を送れるよう、定期的な巡回訪問や随時通報による相談に応じ、助言等を行うサービスである。

【正答】 3

1. 適切でない。共生型サービスとは、高齢障害者が増加していることを受け、介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害者福祉サービス（共生型）の指定を受けられるよう指定基準の特例を設けたサービスである。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P118参照）
2. 適切でない。就労移行支援とは、一般就労を希望する65歳未満の障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う。標準利用期間は原則2年間である。設問に記述されているのは、就労継続支援の内容である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P116参照）
3. 適切。療養介護についての説明は設問のとおり。利用対象者は、医療および常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の者、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の者である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P113参照）
4. 適切でない。行動援護は、常時介護を必要とする障害児・者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介護等を提供する。介護保険の給付を受けることができる者でも必要に応じて利用できる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P113参照）
5. 適切でない。自立生活援助の対象者は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、家族との同居等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者等である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P117参照）

⑤ 事例を読んで、Y就労継続支援A型事業所のF生活支援員（精神保健福祉士）のこの段階における対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（50歳、男性）は、軽度の知的障害があり、賃貸アパートで一人暮らしをしている。Y事業所に通い、概ね問題なく過ごしているものの、金銭管理が得意ではなく、作業所の賃金や年金が支給されるとすぐに使い果たしてしまい、日常生活にかかる費用を支払えなくなることが度々ある状態である。そこで、F生活支援員はGさんと面談を行い、今後のお金の使い方などについて話し合った。遠方に妹があり、連絡は取れる状態である。

1. Gさんの余暇や生きがいに繋がることもお金が無いのですべて諦めるように説得する。
2. Gさん自身ではお金の管理が難しいので、妹に成年後見制度を利用するように勧める。
3. 本人、妹、関係者等の参加による意思決定支援会議を開催し様々な選択肢を検討する。
4. 一人暮らしの継続は難しいので、共同生活援助（グループホーム）への入居を進める。
5. Y事業所に通うため自治体の移動支援事業の利用を促す。

【正答】3

1. 適切でない。お金の使い方について本人と話し合うことは必要であるが、余暇や生きがいも重要な要素であり、本人の気持ちに寄り添い、専門職の価値・倫理に沿った支援を展開する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P212～215参照）
2. 適切でない。成年後見制度は判断能力が不十分な利用者が対象であり、現在就労継続支援A型で雇用契約を結んでいるGさんにとっては適切な制度利用とは言えない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P116参照）
3. 適切。2006年、国連総会において障害者の権利に関する条約が採択されて以降、日本においても様々な法整備が行われ、意思決定支援に基づく本人支援が中心となっている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P13～14参照）
4. 適切でない。共同生活援助（グループホーム）には、介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の3種類があるが、いずれも本ケースにおける本人のニーズには合致していない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P117～118参照）
5. 適切でない。GさんはアパートからY事業所まで通えており、移動に困難があるわけではない。移動支援事業は、外出の際に支援が必要な利用者が対象である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P142参照）

58

Jさん（22歳、男性）は、大学卒業後企業に就職し、事務職として働いていた。しかし、上司や同僚から「仕事の優先順位を理解していないので、効率よく仕事を進められない」、一生懸命考えて指示された仕事をしたつもりでも「指示したことができていない。他のことはやらなくて良いから、これだけ急いでやるよう」等と叱責されることが増え、辛くなつて出社できなくなつた。精神科クリニックを受診したところ、ADHDと診断された。Jさんの支援について考えるために、クリニックの相談員・T精神保健福祉士は、発達障害を持つ人が利用できる社会資源について、発達障害者支援法に規定される制度を調べてみた。発達障害者支援法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 都道府県知事は、発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援を発達障害者支援センターに行わせることができる。
2. 市町村は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労定着のための支援に努めなければならない。
3. 市町村は、支援体制の課題を共有するとともに、関係者の連携の緊密化を図るために、発達障害者支援地域協議会を設置しなければならない。
4. 都道府県知事は、該当する者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。
5. 発達障害者とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

【正答】1;5

1. 正しい。発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うのは「発達障害者支援センター」である。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P61参照）
2. 誤り。発達障害者支援法第10条において、国、都道府県が設問の内容について必要な支援に努めなければならないとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P60～61参照）
3. 誤り。発達障害者支援法第19条の2において発達障害者支援地域協議会の設置は、都道府県の努力義務とされており設問内容は適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）
4. 誤り。発達障害者専用の手帳はなく、発達障害者は精神障害者保健福祉手帳の対象に含まれる。精神障害者保健福祉手帳については、発達障害者支援法ではなく、精神保健福祉法に定められている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P56参照）
5. 正しい。発達障害者支援法第2条第2項において、設問のとおり定義されている。なお、「発達障害児」とは、「発達障害者のうち18歳未満のものをいう」とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）

57 「障害者虐待防止法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 養護者による障害者虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類であると定義されている。
2. 障害者福祉施設従事者等により虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、自立支援協議会に通報する義務がある。
3. 使用者による虐待の通報では、市町村から都道府県に通知するがあり、都道府県はさらに都道府県労働局に報告するよう努めなければならない。
4. 養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを市町村に通報する義務がある。
5. 学校、保育所、医療機関においても虐待に関する通報義務が課されている。

【正答】 4

1. 誤り。法律第2条6から8において、障害者虐待の行為の種類として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待が規定されている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P64参照）
2. 誤り。自立支援協議会ではなく市町村に通報する義務がある。また、市町村には都道府県に報告する義務がある。なお、虐待を受けた障害者自身が市町村に届け出ることもできる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P65参照）
3. 誤り。通報を受けた市町村は、都道府県に通知する義務がある。また、虐待の通報や届け出または市町村からの通知を受けた都道府県は、虐待に関する事項を、管轄する都道府県労働局に報告する義務がある。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P66～67参照）
4. 正しい。養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。障害者虐待を受けた障害者自身が市町村に届け出ることもできる。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P64～67参照）
5. 誤り。学校、保育所、医療機関における障害者の虐待防止等に関しては、障害および障害者に関する理解を深める研修の実施など虐待の防止に必要な措置等は求められているが、通報の義務が課されていない等の課題を抱えている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P68参照）

①

発達障害者支援法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 発達障害者とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。
2. 都道府県知事は、発達障害者に対する専門的な就労に関する支援を障害者就業・生活支援センターに行わせることができる。
3. 市町村は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労定着のための支援に努めなければならない。
4. 市町村は、支援体制の課題を共有するとともに、関係者の連携の緊密化を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置しなければならない。
5. 都道府県知事は、該当する者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。

【正答】 1

1. 正しい。発達障害者支援法第2条第2項において、設問のとおり定義されている。なお、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう、とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）
2. 誤り。発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うのは「発達障害者支援センター」である。（『新・社会福祉士養成講座⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P61, P202参照）
3. 誤り。発達障害者支援法第10条において、国、都道府県が設問の内容について必要な支援に努めなければならないとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59～62参照）
4. 誤り。発達障害者支援法第19条の2において発達障害者支援地域協議会の設置は、都道府県の努力義務とされており設問内容は適切ではない。（『新・社会福祉士養成講座⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P59参照）
5. 誤り。精神障害者保健福祉手帳については、発達障害者支援法ではなく、精神保健福祉法に定められている。なお、対象者は、知的障害者を除く精神障害者に対して交付される。（『新・社会福祉士養成講座⑩障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P56参照）

(2)

障害者基本法に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 障害者の定義は、障害者差別解消法に規定されている障害者の定義より狭い。
2. 社会的障壁の定義において、社会における慣行や観念は除外されている。
3. 法の目的では、障害者本人の自立への努力について規定されている。
4. 障害を理由とする差別の禁止について規定がある。
5. 市町村は、市町村障害者計画の策定に努めなければならないと規定されている。

【正答】 4

1. 適切でない。障害者の定義は、障害者差別解消法と同じ内容である。平成23年改正において、発達障害者が明記され、精神障害者に含まれるとされた。さらに、これらの障害に限らず、「その他の心身の機能の障害」も広く含まれることが明記された。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P40参照）
2. 適切でない。「社会的障壁」を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣習、観念その他一切のものをいう」とし、社会モデルの考え方を条文上で明記している。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P40参照）
3. 適切でない。平成16年改正において、「障害者基本法の一部を改正する法律案要綱」では、「第六 自立への努力（旧第六条関係）自立への努力の規定を削除すること」とされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P37及び障害者基本法第1条、「障害者基本法の改正について（平成16年6月、内閣府）<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/qa/>参照）
4. 適切。平成23年改正以前は、差別の禁止や防止については複数の条文に分散されて規定されていたが、第4条全体が、差別に関する規定に充てられるようになった。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P41参照）
5. 適切でない。法律第11条3項において、市町村は障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、「市町村障害者計画」を策定しなければならないこととされている。（『新・社会福祉士養成講座⑭障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第6版』中央法規出版（2019年）P45～47参照）